

平成20年10月23日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 全国信用金庫協会

実務対応報告公開草案第28号「金融資産の時価の算定に関する
実務上の取扱い（案）」に対する意見書について

標記公開草案に対する意見は特段ございませんが、ご確認申し上げたい事項を下記に取りまとめましたので、提出いたします。

記

<確認事項①>

Q2の「A」における「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」あるいは「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に、『15年変動利付国債』や『物価連動国債』も該当することを確認したい。

また、上記に該当する場合、『15年変動利付国債』等の時価の算定にあたり、ブローカー等から入手した「理論価格」をQ3の「A」における「合理的に算定された価額」とすることができるということを確認したい。

(理由)

例えば、現在の15年変動利付国債マーケットにおける取引量は、その発行額に対し極めて少なく、現存する40銘柄程度のうち一部銘柄の僅かな取引によって、「出合い」のない多くの変動利付国債の時価が決定されている状況にある。

また、同国債を時価算定する上で参考となる日本証券業協会の売買参考統計値は「理論価格」から大幅に乖離しており、取引量の多い固定利付国債などとは大きく状況が異なっている。

<確認事項②>

Q2の「A」における「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」あるいは「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に、市場価格があるものの極端に出来高が少ない『上場不動産投資信託』のような金融商品も該当することを確認したい。

(理由)

上記1と同趣旨。

以上